

高崎市こども誰でも通園事業について

令和6年4月1日より「高崎市こども誰でも通園事業」を開始します。

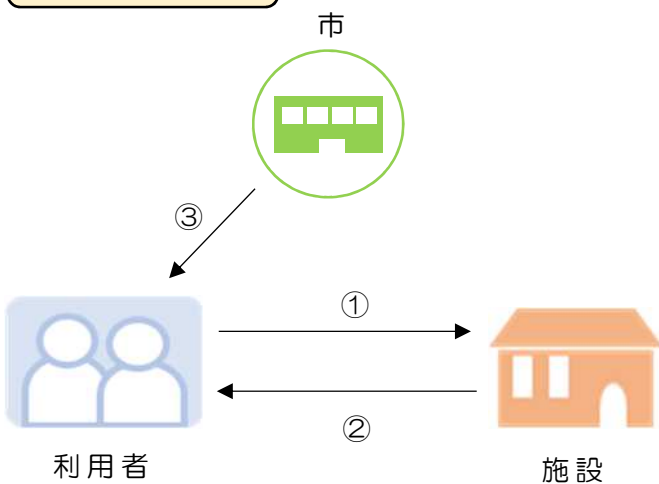
本事業は普段保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育所や認定こども園への通園（上限：月10時間）を可能とするものです。

※本事業は国のこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業であり、令和7年度以降の取扱いは未定です。

利用条件等

- 対象者…高崎市に住所があり、保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用がない生後6ヵ月～満3歳未満のこども
 - 利用施設…別紙利用施設一覧をご覧ください
 - 利用時間…上限月10時間（30分単位の利用が可能）
 - 利用料金…1時間あたり300円（30分あたり150円）
- ※世帯状況や住民税課税状況により利用料が助成される場合があります。

利用の流れ



- ①利用者が予約・申請書記入（初回のみ）・利用料金支払い
※2回目以降は利用状況確認票（②参照）を毎回提示
- ②利用状況確認票交付（初回のみ）・保育サービス提供
- ③利用料助成（利用料助成対象者のみ）
※年度末に一括支払い

利用料の助成について

世帯状況や住民税課税状況に応じて年度末に利用料の助成をします。対象となる方には年度末にお知らせいたします。

<助成額一覧>

区分	助成額（1時間あたり）
生活保護世帯	300円
住民税非課税世帯	240円
住民税の世帯所得割が77,101円未満の世帯	210円

【利用にあたっての留意事項】

- 利用こどもは0歳6か月から満3歳未満となります。3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。
- 現に高崎市に居住し、住所を有するものが対象となるため、市外に転出した場合は利用できません。
- 利用こどもが認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用がある（又は開始した）場合、本事業の利用はできません。
- 上記の利用要件に当たらないことが確認された場合には市が施設へ支払うべき費用を利用者に負担していただく場合があります。
- 当日キャンセルがあった場合は、あらかじめ予約していた時間の利用があったものとします。
※当日キャンセルをした予約分の利用料金の支払いの必要はありません。
- 施設によって、開所日・開所時間・受入可能年齢は異なります。利用施設一覧（市ホームページ参照）をご覧ください。なお、各施設の受入れ定員に達している場合や保育士の配置状況により予約を承ることができない場合があります。
※年度途中において実施施設が変更となる場合があります。
- 給食やおやつを提供する場合、利用料金とは別に実費をお支払いいただくことがあります。（給食・おやつの提供の有無は施設及び利用時間により異なります）
- 各施設の初回利用時等に親子登園をお願いする場合があります。

お問い合わせ先

高崎市役所 福祉部保育課

TEL：027-321-1246（直通）